一五一四・一九	その他のもの	一キログラムにつき一三円二〇銭	B 10	
	その他のもの		X	
一五一四・九一	粗油		X	
一五一四・九九	その他のもの		X	
一五・一五	その他の植物性油脂及びその分別物（ホホバ油及びその分別物を含み、化学的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）			
一五一五・一一	亜麻仁油及びその分別物	五%（その率が一キログラムにつき五円五〇銭の従量税率より低いときは、当該従量税率）	B 10	
一五一五・一二	粗油			
	とうもろこし油及びその分別物			
一五一五・一九	その他のもの		B 10	
一五一五・二一	粗油		X	
一五一五・二九	その他のもの		X	
一五一五・三〇	ひまし油及びその分別物		A	
一五一五・五〇	ごま油及びその分別物	一キログラムにつき八円五〇銭	B 7	
	酸価が〇・六を超えるもの			
	その他のもの			
一五一五・九〇	その他のもの			
	オイチシカ油、桐油、カメリヤ油、漆ろう、はぜろう及びホホバ油並びにこれらの分別物			
	その他のもの			
	酸価が〇・六を超えるもの	一キログラムにつき八円五〇銭	P	(14)
	米油及びその分別物			
	その他のもの			
	米油及びその分別物		A	
	その他のもの			
	その他のもの	一キログラムにつき一〇円四〇銭	B 7	
一五・一六	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したものに限るものとし、精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）			
一五・一七	マーガリン並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用のものに限るものとし、第一五・一六項の食用の油脂及びその分別物を除く。）		X	
一五一七・一〇	マーガリン（液状マーガリンを除く。）	二九・八%	P	(15)

一五一七・九〇	その他のもの			
	動物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）			
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの		A	
	その他のもの			
	植物性油脂又はその分別物の混合物（完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの（精製してあるかないかを問わず、更に調製したものを除く。）を含み、その他の調製をしたものを除く。）			
	完全に又は部分的に、水素添加し、インターエステル化し、リエステル化し又はエライジン化したもの	六・四%	B 5	
	その他のもの		A	
一五一八・〇〇	動物性又は植物性の油脂及びその分別物（ボイル油化、酸化、脱水、硫化、吹込みし又は真空若しくは不活性ガスの下での加熱重合その他の化学的な変性加工をしたものに限るものとし、第一五・一六項のものを除く。）並びにこの類の動物性油脂若しくは植物性油脂又はこの類の異なる油脂の分別物の混合物及び調製品（食用に適しないものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）	一キログラムにつき一三円二〇銭	B 10	
	離型油		A	
	その他のもの	二・九%	B 5	
	その他のもの		X	
一五二〇・〇〇	グリセリン（粗のものに限る。）、グリセリン水及びグリセリン廃液		A	
一五二一・一〇	植物性ろう（トリグリセリドを除く。）、蜜ろうその他の昆虫ろう及び鯨ろう（精製してあるかないか又は着色してあるかないかを問わない。）		A	
一五二一・九〇	植物性ろう	一二・八%	A	
	その他のもの		B 10	
	蜜ろう		A	
	その他のもの		A	
一五二二・〇〇	デグラス及び脂肪性物質又は動物性若しくは植物性のろうの処理の際に生ずる残留物		A	
第一六類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品			
一六〇一・〇〇	ソーセージその他これに類する物品（肉、くず肉又は血から製造したものに限る。）及びこれらの物品をもととした調製食料品＊		Q	(45)
一六・〇二	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血			
一六〇二・一〇	均質調製品＊＊		Q	(45)
一六〇二・二〇	動物の肝臓のもの			
	牛又は豚のもの＊＊		A	(45)
	その他のもの			
	第〇一・〇五項の家きんのもの		Q	(45)
一六〇二・三一	七面鳥のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		Q	(37)
	その他のもの			
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊		A	
	その他のもの			
	鶏（ガルルス・ドメスティクス）のもの			
	腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片（単に水煮したものに限る。）		A	(37)
	その他のもの		Q	
	牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの＊＊＊		Q	(37)
	その他のもの＊＊＊＊＊＊		Q	(37)